

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：商工費 項：商工費 目：商業振興費

事業名 商工会及び商工会議所補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商工政策課 団体支援係 電話番号：058-272-1111 (内 3088)

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,023,977千円 (前年度予算額：2,034,459千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,034,459	0	0	0	0	0	0	0	2,034,459
要求額	2,023,977	0	0	0	0	0	0	0	2,023,977
決定額	2,023,977	0	0	0	0	0	0	0	2,023,977

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

商工会(42団体)、商工会議所(15団体)が、地域の商工業者の経営支援を目的に行う経営改善普及事業及び地域振興事業等に要する経費、並びに県商工会連合会が行う経営改善普及事業、商工会活動強化事業等に要する経費に対して助成を行う。

(2) 事業内容

商工会・商工会議所に対する補助

①人件費 (補助対象職員の内訳)

- ・事務局長 51人、経営支援員 152人、業務支援員 90人、
経理支援員 13人

②事業費 (補助対象事業の内訳)

- ・経営改善普及事業費：事務費、旅費、講習会等開催費、役職員等研修費等
- ・地域振興事業費：専門家派遣事業費、経営安定特別相談事業費、その他地域の課題・ニーズに対応した独自の取組み

商工会連合会に対する補助

①人件費（補助対象職員の内訳）

- ・商工会指導員 7人、専門経営指導員 6人、経営支援員 3人
専門経営指導員（広域分）14人、専門経営指導員（働き方改革）6人、
補助員 5人、事務局長 1人、専務理事 1人

②事業費（補助対象事業の内訳）

- ・経営改善普及事業費：事務費、旅費、講習会等開催費、役職員等研修費等
- ・商工会活動強化事業費：広域的事業、高度専門的な事業等

（3）県負担・補助率の考え方

小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として、「岐阜県商工会及び商工会議所補助金交付要綱」に基づき、商工会、商工会議所、商工会連合会（以下、商工会等）に補助金を交付する。

商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された団体である。当該団体は、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている。

このような団体はほかに存在せず、当該団体の活動に対して財政的支援を行うことで合理的、効率的に小規模事業者等の経営支援が図られ、もって、小規模事業者等の振興と安定に寄与する。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	2,023,977	人件費及び事業費補助
		商工会連合会 318,102 千円
		<u>商工会、商工会議所（計：57 団体）</u> 1,705,875 千円
		（合計） 2,023,977 千円
合計	2,023,977	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ・以前は、国からの補助も行われていたが、現在は、県への地方交付税等により措置されている。
- ・商工会等は全国に設置されており、他の46都道府県においても同様又は類似の補助制度がある。

(2) 後年度の財政負担

- ・地域経済の担い手である小規模事業者等に対する経営支援は継続的に行われる必要があり、次年度以降においても財政負担が発生する。

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・上記のとおり、商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された団体で、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている団体である。
- ・このような団体はほかに存在せず、当該団体の活動に対し、財政的支援を行うことで合理的、効率的な小規模事業者等の経営支援が図られ、もって、小規模事業者の振興と安定に寄与する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	岐阜県商工会及び商工会議所補助金
補助事業者（団体）	<p>商工会（42団体） 商工会議所（15団体） 商工会連合会（1団体） 合計 58団体 ※以下、商工会等という。</p> <p>（理由） 商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された法定団体で、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている団体である。 このような団体は他に存在せず、下記の補助事業の概要の目的・内容を達成できるのは商工会等のみであるため。</p>
補助事業の概要	<p>（目的） 岐阜県商工会及び商工会議所補助金は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された商工会等の活動を支援することにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。</p> <p>（内容） 商工会等が小規模事業者の経営の支援に関する法律（通称：小規模事業者支援法）に基づき実施する「経営改善普及事業」、商工会等が地域の経済の活性化を目的に実施する「地域振興事業」等に要する経費（人件費及び事業費）を補助する。</p>
補助率・補助単価等	<p>定額・定率・その他（例：人件費相当額）</p> <p>○人件費 国の交付税単価等を基に、それぞれの補職に応じた補助単価を算定。</p> <p>○事業費 （経営改善普及事業費） 商工会等の経営支援員の補助定数及び地域の小規模事業者数に応じて、補助単価を算定。 （地域振興事業費等） 商工会等が地域事業者の経営の改善発達を支援し経済の活性化を図ることを目的として実施する事業等について、県にて審査、採択を行い補助。</p> <p>（理由） 商工会等が実施する事業は公益性があり、県の補助により安定的かつ継続的に小規模事業者等の支援を図るため。</p>

補助効果	補助により、商工会等の小規模事業者支援が充実し、小規模事業者の総合的な改善発達が図られることで、県民経済の健全な発達に寄与する。
終期の設定	終期 令和5年度 (理由) 地域経済の担い手である小規模事業者等に対する経営支援は継続的に行われる必要があるため。

(事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>本補助金は、小規模事業者等の振興と安定を図ることを目的としており、目標の指標設定と実績の評価が困難である。</p> <p>そのため、補助金交付団体が小規模事業者等に対して実施する経営改善普及事業等の基礎となる「巡回指導」、「窓口指導」を合わせた指導件数について団体ごとの目標件数を定め、その進捗について定量的な評価を行う。</p> <p>また、小規模事業者の持続的な発展を支援するための伴走型支援の実績を評価するために、事業計画作成件数について、目標件数を定める。</p> <p>目標件数は、年度ごとに定めることとし、年度ごとに目標件数を達成することを期待する。</p>

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 指導件数 (巡回・窓口)	—	110,000	
② 事業計画作成件数	—	2,000	

※事業開始前には、具体的な指標を設定していないため、事業開始前の目標については、未記入。

※「指導件数」「事業計画作成件数」の目標件数は、いずれも商工会等(58団体)の合計値。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	2,016,171 千円	1,958,235 千円	1,998,840 千円	(予算額) 2,034,459 千円	(要求額) 2,023,977 千円
指標①目標	113,000件	110,000件	110,000件	110,000件	110,000件
指標①実績	107,003件	108,208件	103,792件	(推計値) —件	(推計値) —件
指標①達成率	94.7%	98.4%	94.4%	(推計値) —%	(推計値) %
指標②目標	—	1,500件	1,500件	1,500件	2,000件
指標②実績	1,758件	2,282件	2,628件	(推計値) —件	(推計値) —件
指標②達成率	—%	152%	175%	(推計値) —%	(推計値) —%

(前年度の成果)

商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ることを目的に設立された商工会等の活動に対する財政的支援を行い、巡回指導・講習会開催・専門家派遣による事業者の課題が解決されることにより、小規模事業者等の振興と安定の実現に寄与した。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

小規模事業者の高齢化が進み、後継者不足による経営の低迷や廃業事案が増加し、小規模事業者数が減少している。地域経済の発展、雇用の確保、伝統技術の保存等を図り、事業者数の減少を抑えるために、商工会等には事業者に寄り添った支援が求められている。

(事業の評価)

- ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

小規模事業者は様々な経営課題に対し、単独で解決することが困難であり、商工会等による支援は必須である。そして、商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された法定団体であるので、県として団体の行う事業を補助する必要性は高い。

- ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

商工会等は、小規模事業者等の持続的な発展を図るために、事業者に寄り添った積極的な支援を行っている。

- ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

商工会等は、小規模事業者の改善発達に関して専門的知識を有する団体であり、効率的な事業実施が図られている。

(事業の見直し検討)

・商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された団体である。当該団体は、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている。このような団体はほかに存在せず、引き続き当該団体に補助を行い、合理的、効率的に小規模事業者等の振興と安定を図っていく必要がある。

平成26年に小規模事業者支援法が改正され、商工会・商工会議所による支援強化が定められた。また、平成28年には小規模事業者振興条例が定められ、県としても商工会・商工会議所の小規模事業支援について支援を行っていく必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

同上